



つばき時事通信

NO.12



高橋司法書士事務所

認定司法書士 高橋弘孝

〒132-0003 東京都江戸川区春江町 2-33-7 椿司法ビル 2F

TEL03-6310-1878 FAX03-6323-4839

[Eメール h@takahasi-office.com](mailto:h@takahasi-office.com)

生活におけるちょっとした疑問点についてQ&A形式で皆様にお届けします。

〔生活環境〕

Q 放置自動車の撤去

私の所有する空地に自動車が放置されたままになって困っています。撤去するにはどのような手続きをとったらよいのでしょうか。

A

自動車の所有者に撤去を請求して、任意に撤去されないときは、土地明け渡し訴訟を提起したうえで、判決に基づいて強制執行するのが原則です。

私有地への自動車の放置

放置自動車の処理については、都道府県等の地方公共団体によっては、条例に定めを設けていることがありますが、適用があるのは当該地方公共団体が管理等する土地に放置された自動車についてだけです。

私有地に自動車が放置されている場合は、私有地の所有者が自ら当該放置自動車の所有者に対して撤去の請求等を行わなければならないのが原則ですが、盗難車が放置されていたり、犯罪に使用されたりした自動車が放置されているという恐れもありますので、まずは所轄の警察署に相談して、これら盗難車等でないことの確認をすることがよいでしょう。盗難車等であった場合、警察または被害者が当該自動車を移動することになると思われます。盗難車等に該当しない場合は、土地の所有者において当該自動車の所有者に撤去の請求をすることになります。自動車の所有者については警察で確認できれば回答してもらえる場合もありますので、一度問い合わせしてみてください。ナンバーが付いていれば陸運事務所において所有者として登録されている者を調べるという方法もあります。

自動車の所有者が判明しても連絡が取れない場合などは、当該所有者を被告として、土地明け渡し請求訴訟を提起して、土地明け渡しを命じる判決に基づいて強制執行することになります。なお、自動車ローンなどの債権を担保するために所有権留保している者は現に自動車を占有していない限り、撤去義務を負わないというのが判例です。所有者が判明しない場合は、次の所有権が放棄されたと認められる場合が多いと考えられます。

所有権が放棄された場合

自動車は単に放置されているだけでなく、廃棄されたと認められる場合は、所有権は放棄されたと考えられます。

このような場合は、無主の動産として、先占により所有権を取得して、自らの所有物として廃棄処分することも可能です。但し、所有権が放棄されたと認められるためには、単に長期間にわたって放置されているだけでなく、それが所有者の意思に基づくものであることが確認されなければならないと考えます。なぜなら、盗難にあった自動車を盗人が放置しておいたということも考えられますが、このような場合、所有者は盗難にあった自動車の所有権を放棄したと認められないからです。従って、所有権が放棄されたとして勝手に処分できる場合はごく限られるのではないかと考えます。

参考となる法令など

民法 239 条 1 項

東京高判平成 19.12.6 判タ 1293・150

※配信停止ご希望の方は、お手数ですが当方事務所までご一報お願い申し上げます。

※本号以外の配信について、いつでも対応いたしますのでご希望の方はご一報お願い申し上げます。

当方事務所の主な業務案内

1. 不動産登記全般（売買・贈与・相続・担保権抹消・設定ほか）
2. 商業登記全般（株式会社設立・役員変更・資本増加減少・解散・社団財団法人・NPO法人・合名、合資、合同会社ほか）
3. 相続手続き全般（相続税対策・遺産分割・相続放棄・遺言・遺留分減殺ほか）
4. 借金の整理（破産・任意整理・過払い金請求ほか）
5. 成年後見業務・任意後見業務
6. 裁判手続き
7. 裁判所提出書類作成業務